

北上市告示甲第42号

北上市社会福祉施設等物価高騰対策補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年6月19日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市社会福祉施設等物価高騰対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第1条第15号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響が長期化する中での物価高騰により経済的負担が増加している社会福祉施設等（障害福祉サービス事業所等及び介護サービス事業所等をいう。）に対して、負担の軽減を図り、適切で質の高いサービスの安定的な提供体制を確保するため、予算の範囲内で北上市社会福祉施設等物価高騰対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和5年6月1日（以下「基準日」という。）において、市内に所在する次に掲げる法令の規定に基づき設置された事業所等のうち、別表第1又は別表第2に掲げる種別のものを運営している事業者

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）

エ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）

(2) 第5の規定による申請をした日において、事業継続の意思がある者

(対象事業所等)

第3 補助金の交付の対象となる事業所等の区分及び種別は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業所等は、補助金の交付の対象としない。

(1) 基準日において休止の届出をしている事業所等

(2) 補助金の目的に照らして適当でないと市長が認めた事業所等

(補助金の額)

第4 1 事業所等当たりの補助金の額は、別表第3左欄に掲げる区分及び中欄に掲げる定員に応じ同表右欄に定める額とする。

(交付申請等)

第5 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北上市社会福祉施設等物価高騰対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に内訳書（様式第2号）を添えて、市長に申請しなければならない。

2 申請書の提出期限は、令和5年7月31日とする。

(交付決定等)

第6 市長は、第5の規定による申請があった場合は内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、北上市社会福祉施設等物価高騰対策補助金交付決定通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を申請者に通知したときは、当該決定をした日に申請者から補助金の請求があったものとみなして、補助金を交付するものとする。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を求めるものとする。

(立入検査等)

第8 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、申請者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に補助の交付の対象となる事業所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第2、第3関係）

障害福祉サービス事業所等

区分	種別
入所系	施設入所支援
	共同生活援助
	短期入所
	福祉型障害児入所施設
	医療型障害児入所施設
通所系	療養介護
	生活介護
	重度障害者等包括支援
	自立訓練（機能訓練）
	自立訓練（生活訓練）
	就労移行支援
	就労継続支援（A型）
	就労継続支援（B型）
	児童発達支援
	医療型児童発達支援
放課後等デイサービス	
相談・訪問系	一般相談支援
	障害児相談支援
	特定相談支援
	就労定着支援
	自立生活援助
	居宅訪問型児童発達支援
	保育所等訪問支援

- 備考 1 短期入所における空床利用型は対象外とする。
- 2 介護サービス事業所等の指定を受けている共生型サービス事業所は対象外とする。

別表第2（第2、第3関係）

介護サービス事業所等

区分	種別
入所系	介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設
	介護医療院
	短期入所生活介護
	特定施設入居者生活介護
	認知症対応型共同生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	養護老人ホーム
軽費老人ホーム	
通所系	通所介護
	通所リハビリテーション
	地域密着型通所介護
	認知症対応型通所介護
	小規模多機能型居宅介護
	看護小規模多機能型居宅介護
相談・訪問系	居宅介護支援
	介護予防支援
	福祉用具貸与・販売
	訪問介護
	訪問入浴介護
	訪問看護
	訪問リハビリテーション
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	夜間対応型訪問介護

- 備考
- 1 短期入所生活介護における空床利用型は対象外とする。
  - 2 養護老人ホーム又は軽費老人ホームにおける特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護は対象外とする。
  - 3 保険医療機関のうち介護保険法第71条の規定によるみなし指定を受けている事業所は対象外とする。

別表第3（第4関係）

区分	定員	1事業所等当たりの補助金の額
入所系	定員49人以下	20万円
	定員50人以上、99人以下	60万円
	定員100人以上	130万円
通所系	—	10万円
相談・訪問系	—	5万円

- 備考 1 障害福祉サービス事業所等が同一の区分において複数の種別のサービスの指定を受けている場合は、補助金の額の算定の基礎とできるのは当該サービスのうちの種別に限るものとする。
- 2 同一の障害福祉サービス事業所等が入所系の区分の拠点を複数有する場合は、当該複数の拠点を単一の事業所とみなし、これらの拠点の定員を合算した定員の定員区分を適用して補助額を算定するものとする。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

北上市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

北上市社会福祉施設等物価高騰対策補助金交付申請書兼請求書

北上市社会福祉施設等物価高騰対策補助金の交付を受けたいので、北上市社会福祉施設等物価高騰対策補助金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請及び請求します。

記

1 申請分類（該当する分類のどちらかにチェック）

障害福祉サービス事業所等

介護サービス事業所等

2 申請額兼請求額

金 円

3 振込先口座

様式第2号（第5関係）

内訳書

氏名又は名称	
申請分類	

No.	事業所番号	事業所等の名称	種別	区分	申請金額（円）
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
合計					

備考 障害福祉サービス事業所等と介護サービス事業所等を分けて作成してください。

様式第3号（第6関係）

北上市指令 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

北上市社会福祉施設等物価高騰対策補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市社会福祉施設等物価高騰対策補助金  
について、補助金 円を交付することに決定したので、北上市社会福祉施設  
等物価高騰対策補助金交付要綱第6の規定により通知します。

年 月 日

北上市長

